

令和5年度 労働衛生講習会



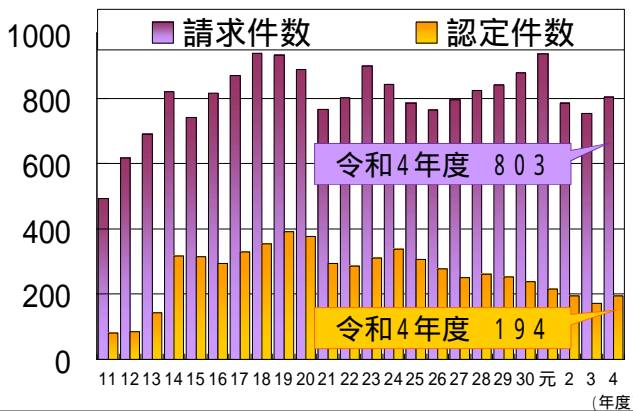
スライドの順番です



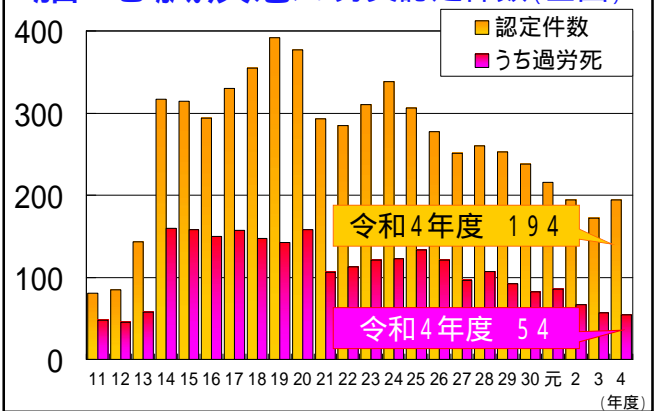
川越労働基準監督署

労働衛生関係統計

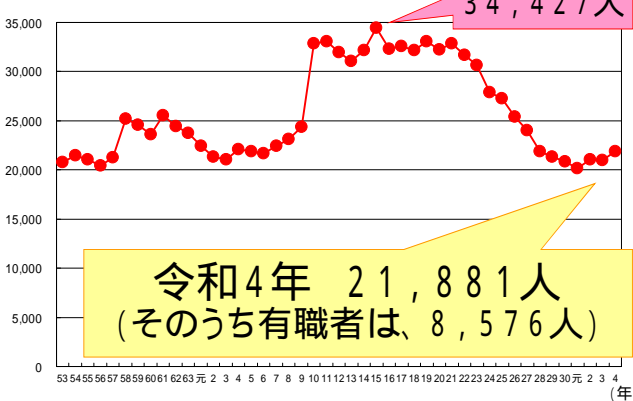
脳・心臓疾患の請求件数と認定件数(全国)



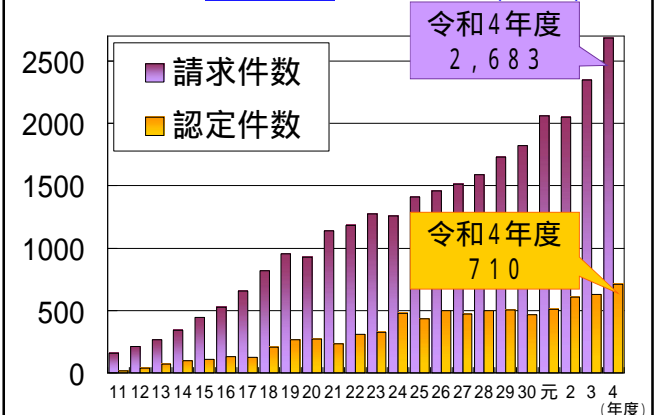
脳・心臓疾患の労災認定件数(全国)

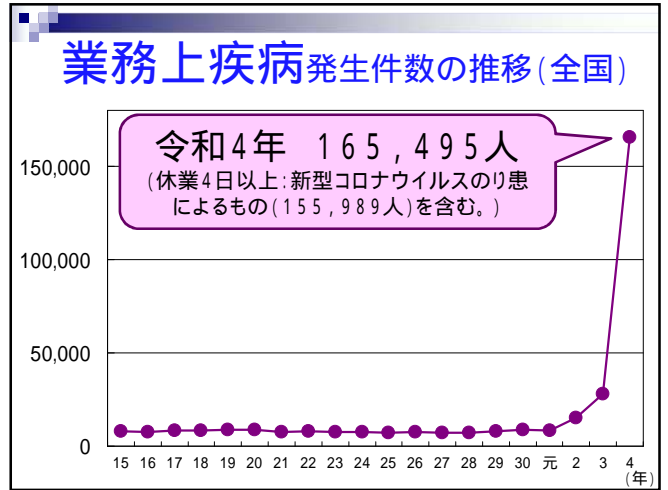
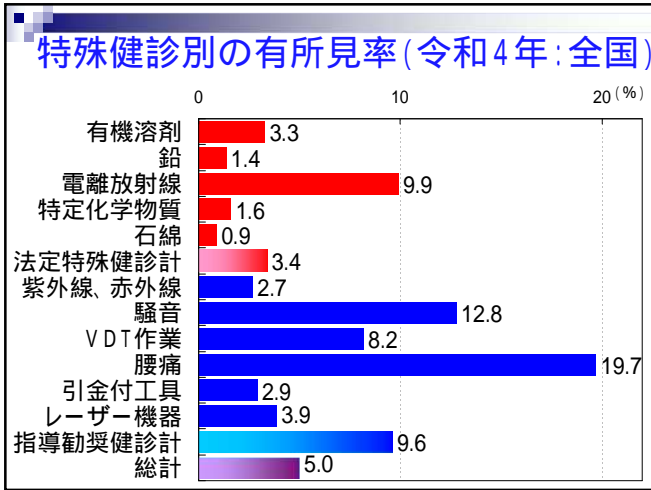
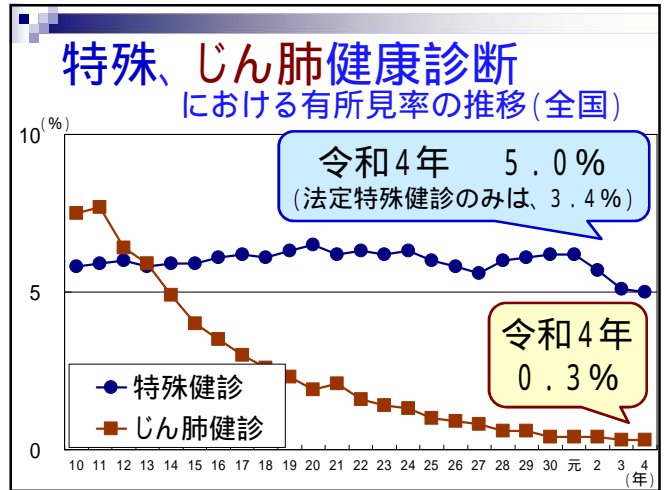
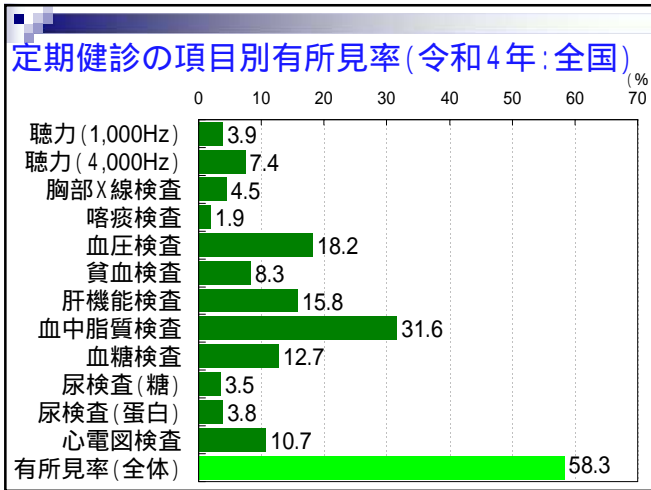
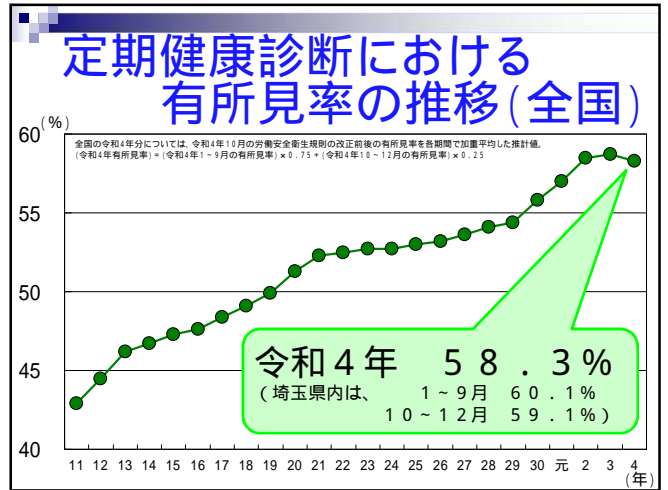
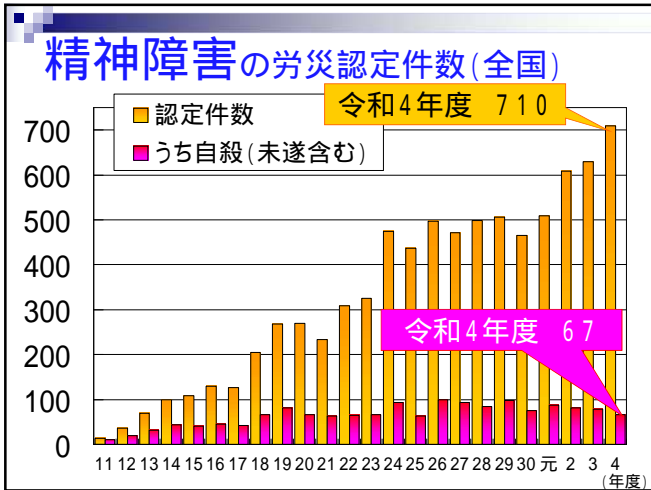


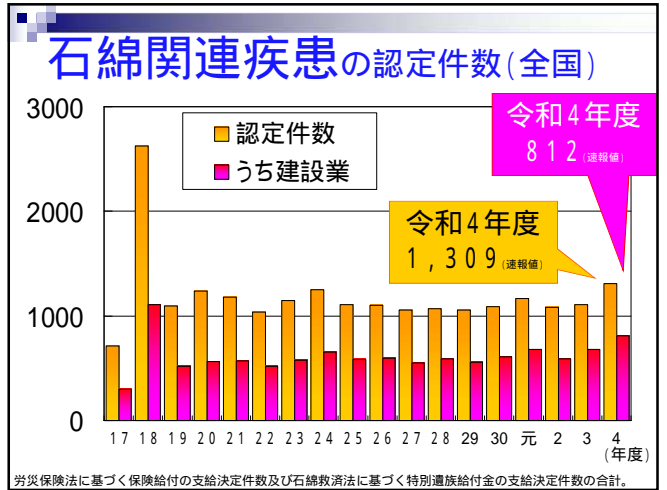
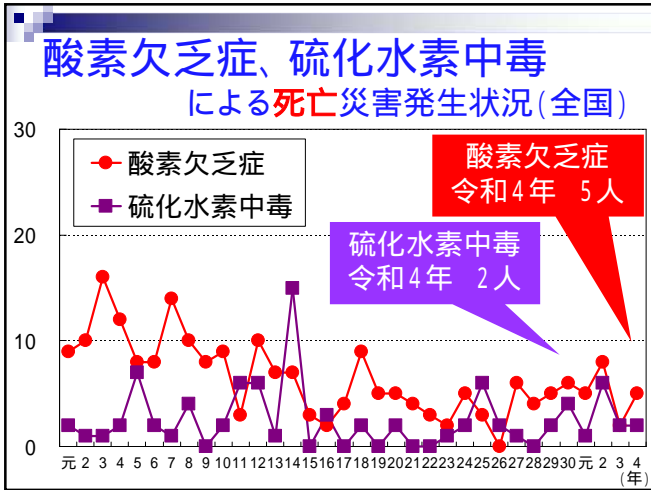
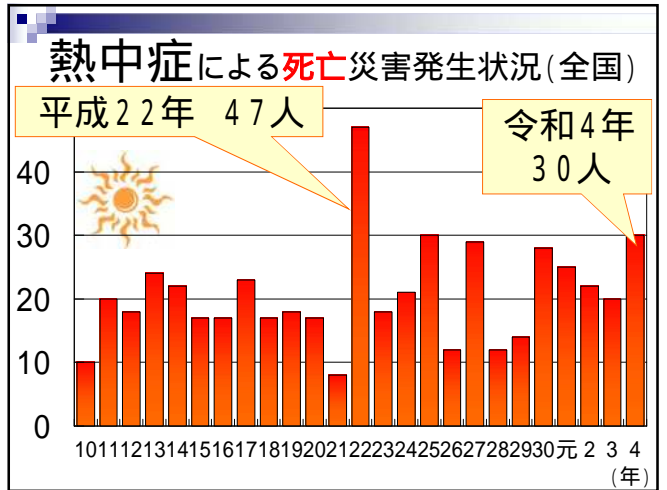
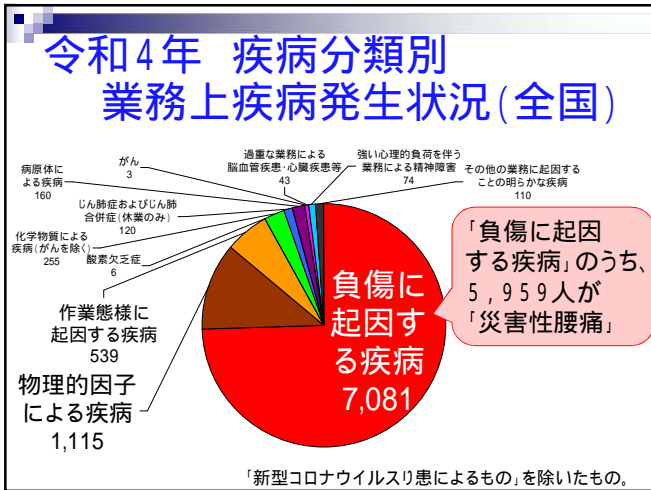
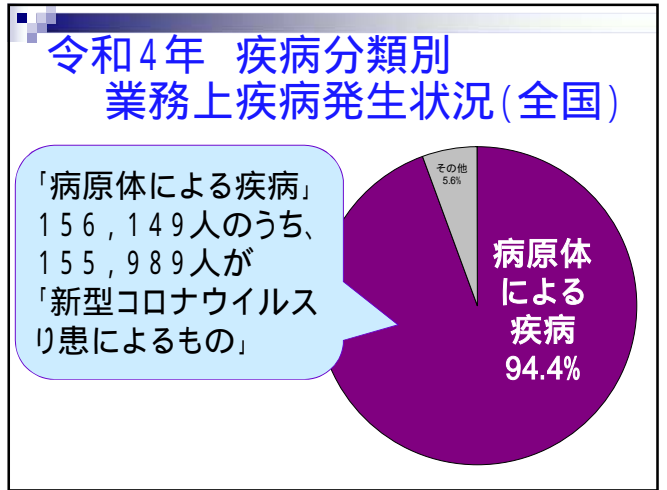
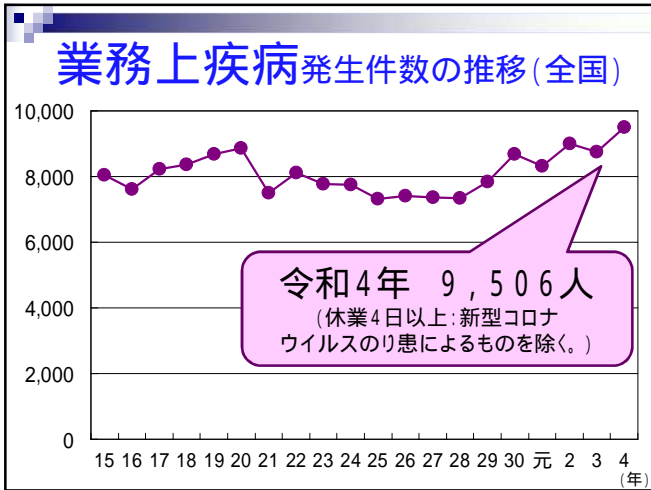
自殺者数の推移(全国)



精神障害の請求件数と認定件数(全国)







令和5年度 全国労働衛生週間 実施要綱

目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場

全国労働衛生週間中に 実施する事項

昨年度と同じ内容の5項目です。

全国労働衛生週間中に実施する事項

ア 事業者又は総括安全衛生
管理者による職場巡視



イ 労働衛生旗の掲揚及び
スローガン等の掲示



全国労働衛生週間中に実施する事項

ウ 労働衛生に関する優良職場、
功績者等の表彰



エ 有害物の漏えい事故、酸素
欠乏症等による事故等緊急時
の災害を想定した実地訓練等
の実施



全国労働衛生週間中に実施する事項

オ 労働衛生に関する講習会・
見学会等の開催、作文・写真・
標語等の掲示、その他労働
衛生の意識高揚のための行事
等の実施



日常の労働衛生活動の
総点検をお願いします

準備期間中に
実施する事項

一部の事項について
ご説明いたします

準備期間中に実施する事項

昨年度と比較した順位の変動等を表現しています

(大項目)

- ➡ ア 重点事項
- ➡ イ 労働衛生3管理の推進等
- ➡ ウ 作業の特性に応じた事項
- ➡ エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- ➡ **オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**

ア 重点事項(中項目)(1/3)

- ➡ (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ➡ (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ➡ (ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- ➡ (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項がなくなりました

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

追加されました

- 変 a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び**勤務間インターバル制度の導入など** ←
労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ➡ b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- ➡ c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ➡ d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ➡ e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(労働時間等設定改善法)等の改正

2019年4月から 勤務間インターバル制度 の導入が努力義務化

労働時間等見直しガイドライン (労働時間等設定改善指針)

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

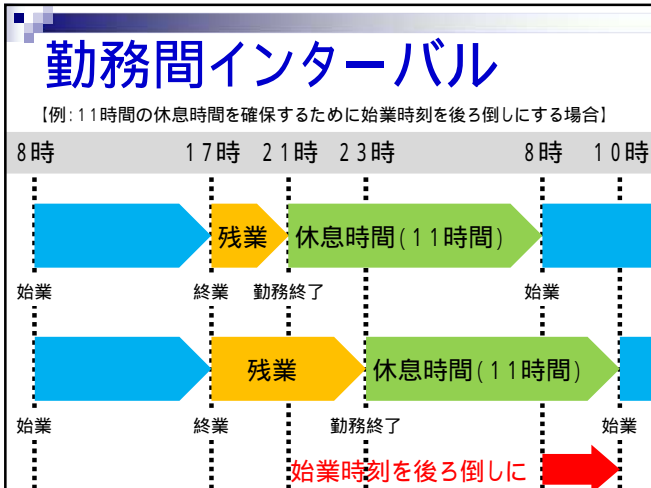
事業主等は、労働時間等の設定の改善を図るに当たり、1の基本的考え方を踏まえつつ、労働者と十分に話し合うとともに、経営者の主導の下、次に掲げる措置その他の労働者の健康と生活に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 事業主が講ずべき一般的な措置
- ト 終業及び始業の時刻に関する措置
- (ロ) 勤務間インターバル

労働者の健康と生活に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 事業主が講ずべき一般的な措置
- ト 終業及び始業の時刻に関する措置
- (ロ) 勤務間インターバル

勤務間インターバル(前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することをいう。以下同じ。)は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その**導入に努めること**。なお、当該一定時間を設定するに際しては、労働者の通勤時間、交替制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮し、仕事と生活の両立が可能な実効性ある休息が確保されるよう配慮すること。



- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ➡ a 事業者によるメンタルヘルスクーアを積極的に推進する旨の表明
 - ➡ b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - ➡ c 4つのメンタルヘルスクーア(セルフクーア、ラインによるクーア、事業場内産業保健スタッフ等によるクーア、事業場外資源によるクーア)の推進に関する教育研修・情報提供
 - ➡ d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - ➡ e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - ➡ f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - ➡ g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - ➡ h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(イ) 過去1年間(令和3年11月1日から令和4年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は13.3%となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.6%、退職した労働者がいた事業所の割合は5.9%となっている。

(令和4年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況)

(イ) 現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレス(以下「ストレス」という。)となっていると感じる事柄がある労働者の割合は82.2%となっている。

ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者について、その内容(主なもの3つ以内)をみると、「仕事の量」が36.3%と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が35.9%、「仕事の質」が27.1%となっている。

(令和4年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況)

(イ) ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は72.2%であり、その中で分析結果を活用した事業所の割合は80.2%となっている。

(令和4年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況)

- (ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項(1/2)
- ➡ a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - ➡ b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - ⚠ c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - ➡ d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - ➡ e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - ⚠ f **小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会**」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

令和4年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和5年5月23日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢者の就労と被災状況



- 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の占める割合は18.4%(令和4年)
- 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の占める割合は28.7%(同)

令和4年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和5年5月23日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢者の就労と被災状況

雇用者全体に占める60歳以上の
高齢者の占める割合は18.4%
(令和4年)

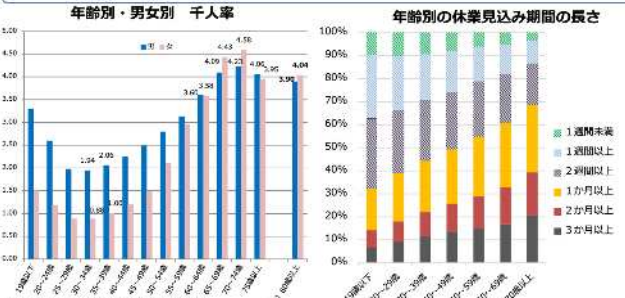
労働災害による休業4日以上の
死傷者数に占める60歳以上の
高齢者の占める割合は28.7%
(同)

令和4年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和5年5月23日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢労働者の労働災害の特徴① 災害発生率(千人率)・休業見込み期間

- 60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷年千人率(以下「千人率」という。))を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約4倍となっている。
- 休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。



※千人率＝労働災害による死者数及び負傷者数を労働者数で割った値に1,000を乗じた値
※千人率＝労働災害による死者数及び負傷者数を労働者数で割った値に1,000を乗じた値

令和4年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和5年5月23日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢労働者の労働災害の特徴① 災害発生率(千人率)・休業見込み期間

年千人率は、1年間の労働者
1,000人あたりに発生した
死傷者数の割合を示すもの

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

令和4年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和5年5月23日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢労働者の労働災害の特徴② 年齢別・男女別の傾向(事故の型別の分析)

60歳以上の男女別の労働災害
発生率(死傷年千人率(以下「千人率」という。))を
30代と比較すると、男性は約2倍、
女性は約4倍となっている。

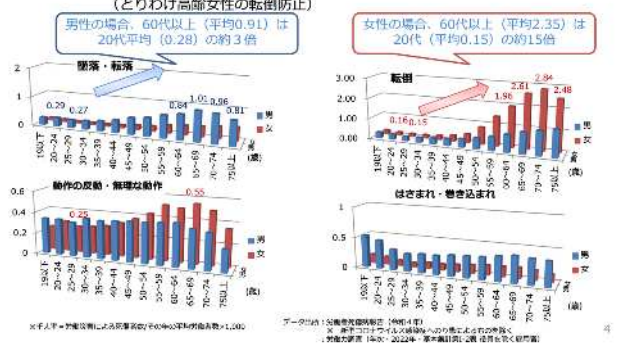
休業見込み期間は、年齢が上がる
にしたがって長期間となっている。

令和4年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和5年5月23日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

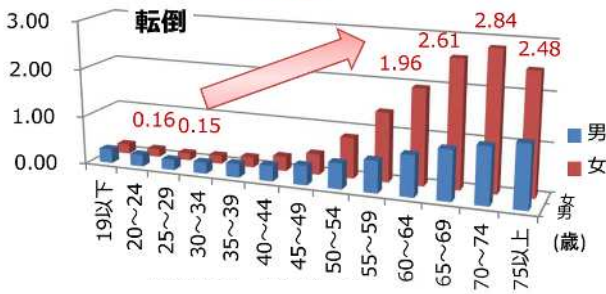
高齢労働者の労働災害の特徴② 年齢別・男女別の傾向(事故の型別の分析)

- 転倒は、高齢になるほど労働災害発生率が上昇。高齢女性の転倒災害発生率は特に高い。



※千人率＝労働災害による死者数及び負傷者数を労働者数で割った値に1,000を乗じた値
※千人率＝労働災害による死者数及び負傷者数を労働者数で割った値に1,000を乗じた値

女性の場合、60代以上（平均2.35）は
20代（平均0.15）の約15倍



女性の場合、60代以上（平均2.35）は
20代（平均0.15）の約15倍

転倒は、高年齢になるほど労働
災害発生率が上昇。
高齢女性の転倒災害発生率は
特に高い。

年齢の上昇に着目した対策は
転倒、墜落・転落で特に重要な
課題(とりわけ高齢女性の転倒防止)

ダウンロードしてご利用ください

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」)を策定しました。
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業

お手元の資料です

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン
(エイジフレンドリーガイドライン)の別添

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25 ~1.30	1.31 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

厚生労働省
長崎労働局

ホーム
Google カスタム検索
ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内

転倒等リスク評価セルフチェック票

事業者の皆様へ！

- ★ マニュアル【簡易版】 【全体版】 [心まずはこちらをチェック](#) **注意**
- ★ 転倒等リスク評価セルフチェック票
- ★ 【集団分析用】転倒等リスク評価セルフチェック票

転倒等リスク評価セルフチェック票

※赤枠の箇所のみ入力ください。 名前 年齢 性別

I 身体機能計測結果

④ 【歩行能力・筋力】 ★ 2ステップテスト ★ ~歩行能力・筋力を測る~
スタートラインから最大2歩目のつま先までの距離をcm単位で測定します。(mmは四捨五入)
2面測定し、良いほうの測定距離を記録で載ります。(赤枠には測定距離のみ入力ください。自動計算されます。)

2ステップテスト1回目 ⇒ CM

2ステップテスト2回目 ⇒ CM

評価

⑤ 【敏捷性】 ★ 座位ステップテスト ★ ~40歳以上を動かせるか~
背もたれが倒れにくい椅子に座り、足元に30cm幅のラインを引き、その内側に足を置き、「ラインの外側→内側」が1回とカウントして20秒間で何回繰り返せるか測定します。

座位ステップテスト ⇒ 回/20秒

評価

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項 (2 / 2)

- g ストレッチを中心とした腰痛予防体操 (例: いきいき健康体操) の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育 (雇入れ時教育を含む。) の実施
- 変(c) 介護・看護作業における**身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入の促進**
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

労働災害統計 | 労働災害事例 | 各種教材・資料

ホーム > 教材・資料 > 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめております。職場での安全衛生教育などにお役立てください。

～転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」～
(4分15秒)
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)

～飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～
(8分56秒)

お手元の資料です

転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」

● 体調がすぐれない場合などは、無理をしないようにしましょう
● 費用がたかなくないが、確認しましょう

監修 東京大学医学部附属病院 22世紀医療センター 運動機能増進メディカルリサーチャー マネジメント課 特任教授 医学博士 **松平浩**

この体操は、厚生労働省、令和元年厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として開発したものです。

1 手首足首回し

手首や足首を回す動作は日常ほとんどなく、関節が硬くなっていることがあります。また、気温や湿度、あるいは長時間動かさずに同じ姿勢でいたことによるむくみの影響で、感覚や動きが悪くなっている場合もあります。はじめに準備運動として手足の末梢を適度にゆったりと動かすことで血行を促進します。捻挫予防にも役立ちます。



CHECK POINT

ダウンロードしてご利用ください

令和5年3月作成

腰痛を防ぐ

職場の事例集

厚生労働省 中央労働災害防止協会

職場における腰痛予防対策指針
(平成25年6月18日付け基発0618第1号)

一般的な腰痛の予防対策


1 作業管理
(1) 自動化、省力化 (2) 作業姿勢、動作 (3) 作業の実施体制 (4) 作業標準 (5) 休憩・作業量、作業の組合せ等 (6) 靴、服装等

2 作業環境管理
(1) 温度 (2) 照明 (3) 作業床面 (4) 作業空間や設備、荷の配置等 (5) 振動

3 健康管理
(1) 健康診断 (2) 腰痛予防体操 (3) 職場復帰時の措置

4 労働衛生教育等
(1) 労働衛生教育 (2) 心理・社会的要因に関する留意点 (3) 健康の保持増進のための措置

5 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム



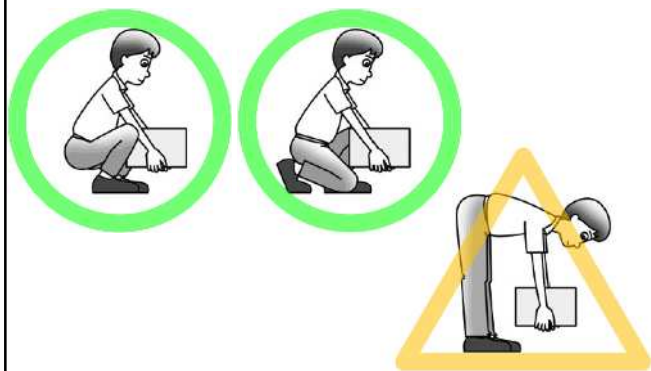
職場における腰痛予防対策指針
(平成25年6月18日付け基発0618第1号)

腰痛の発生が比較的多い次の5つの作業についての予防対策

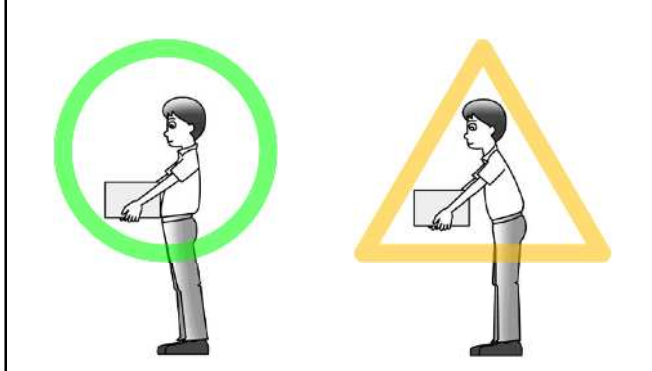
重量物取扱い作業
立ち作業
座り作業

福祉・医療分野等における介護・看護作業
車両運転等の作業

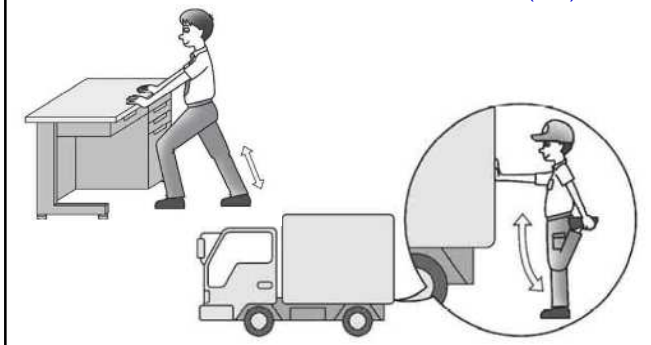
職場における腰痛予防対策指針の解説から
重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作



職場における腰痛予防対策指針の解説から
重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作



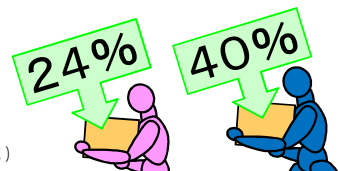
職場における腰痛予防対策指針の参考から
「事務作業スペースでのストレッチング」(例)、
「車両運転等の作業でのストレッチング」(例)



人力による重量物の取扱い

満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね**40%以下**となるように努めること。満18歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の**60%位まで**とすること。

職場における腰痛予防対策指針
「作業態様別の対策」の 2の2(2)

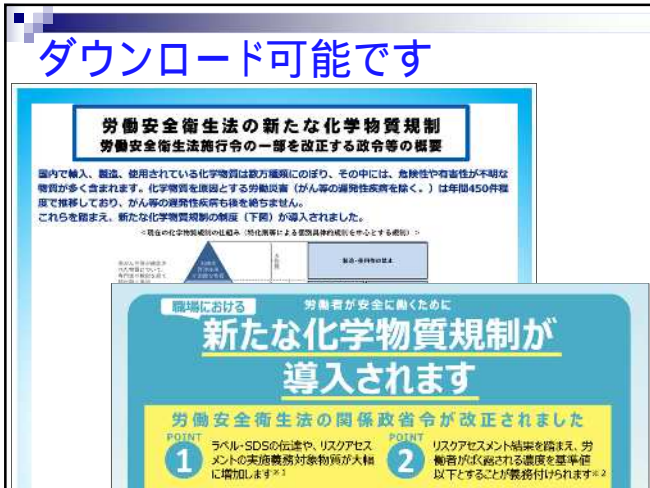


女性労働基準規則及び年少者労働
基準規則に基づく重量の制限

性別	年齢	断続作業の場合	継続作業の場合
女性	満16歳未満	12kg未満	8kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	25kg未満	15kg未満
	満18歳以上	30kg未満	20kg未満
男性	満16歳未満	15kg未満	10kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	30kg未満	20kg未満
	満18歳以上	30kg未満	20kg未満

(エ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- ➡ a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業種を含む。)、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- ➡ b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
- ➡ c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- ➡ d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- ➡ e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- ➡ f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- ➡ g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ➡ h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底



ア 重点事項(中項目)(2/3)

- ➡(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ➡(カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- ➡(キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項(1/3)**
- ➡ a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - ➡ (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - ➡ (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - ➡ (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - ➡ (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - ➡ (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - ➡ (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - ➡ (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - ➡ (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項(2/3)**
- ➡ b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - ➡ (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - ➡ (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - ➡ (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - ➡ (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - ➡ (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項(3/3)**
- ➡ c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - ➡ (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - ➡ (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - ➡ d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - ➡ (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - ➡ (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

お手元のリーフレットです

お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

建物の解体・改修工事を行う際には、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成18年（2006年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さまも**、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、**石綿障害予防規則、大気汚染防止法**など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。

戸建て住宅

ア 石綿含有建材の把握
カ 石綿含有建材の除去
キ 石綿含有建材の封じ込め

(カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

- ➡ a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- ➡ b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- ➡ c 支援制度(専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

ダウンロードしてご活用ください

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

[令和5年版版]

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(4)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設を営む															
(2)	労働者災害補償保険の適用を受ける															
(3)	次のいずれかに該当する															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>常時雇用する労働者数*</th> <th>資本金または出資の総額†</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>小売業、飲食店、配達飲食サービス業</td> <td>50人以下 5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>物品賃貸業、宿泊業、観光業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など</td> <td>100人以下 5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>卸売業</td> <td>100人以下 1億円以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保安業など</td> <td>300人以下 3億円以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	常時雇用する労働者数*	資本金または出資の総額†	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、観光業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下 5,000万円以下	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保安業など	300人以下 3億円以下
業種	常時雇用する労働者数*	資本金または出資の総額†														
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下														
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、観光業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下 5,000万円以下														
卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下														
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保安業など	300人以下 3億円以下														

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修(既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修(既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ、合計の場合も上限額は100万円です。

(キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- ➡ a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ➡ b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- ➡ c 相談窓口等の明確化
- ➡ d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- ➡ e 両立支援コーディネーターの活用
- ➡ f 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(ナ) 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は58.8%となっている。このうち、取組内容(複数回答)をみると、「通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整)」が86.4%と最も多く、次いで「両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)」が35.9%となっている。(令和4年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況)

ダウンロードしてご活用ください

令和3年3月改訂

企業・医療機関連携マニュアル

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(参考資料)

令和4年3月改訂

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン



ア 重点事項(中項目)(3/3)

- ➡(ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- ➡(ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- 新**(コ)小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- 新**(サ)女性の健康課題に関する事項

(ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

- ➡ a WBGT値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
- ➡ b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- ➡ c 救急措置の事前の確認と実施
- ➡ d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認

5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

工場建屋の屋根上で、鋼板製の屋根葺き作業を行っていた被災者が熱中症で倒れ、8日後に死亡。

14時半頃、足元がふらついていた被災者に、監督者が休憩するよう指示、30分後に様子を見に行ったところ、声をかけても反応がなかったため、医療機関に搬送。

5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

被災者は、建設労働の経験は浅く、災害発生当日が作業初日であった。



5月中旬に埼玉県内で発生した 熱中症による死亡災害事例

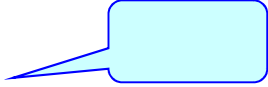

災害発生当日の当該地域の気温等は、

最高気温	28.3
平均気温	20.1
最高相対湿度	99.8%
平均湿度	72.2%

であり、晴天であった。

災害発生時の屋根上の気温は、
34～35 と推定。

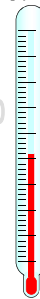
WBGT値(暑さ指数)とは 湿球黒球温度

W e t -  湿球
B u l b 
G l o b e
T e m p e r a t u r e

WBGT値(暑さ指数)とは 乾球温度 (dry - bulb temperature)

周囲の通風を妨げない状態で、
輻射(放射)熱による影響を受けないように球部を囲って測定された乾球温度計が示す値

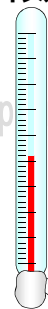
WBGT値(暑さ指数)とは 乾球温度 (dry - bulb temperature)



WBGT値(暑さ指数)とは 湿球温度 (wet - bulb temperature)

強制通風することなく、輻射(放射)熱を防ぐための球部の
囲いをしない環境に置かれた濡れガーゼで覆った温度計が示す値

WBGT値(暑さ指数)とは 湿球温度 (wet - bulb temperature)



WBGT値(暑さ指数)とは 黒球温度

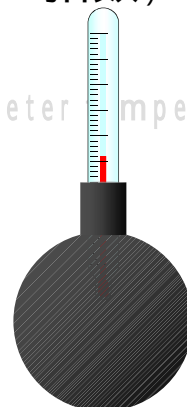
(globe thermometer temperature)

次の特性を持つ中空黒球の中心に位置する温度計の示す温度

直径が150mmであること
平均放射率が0.95(つや消し黒色球)であること
厚さが出来るだけ薄いこと

WBGT値(暑さ指数)とは 黒球温度

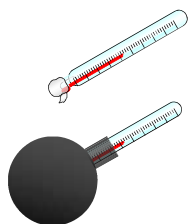
(globe thermometer temperature)



WBGT値(暑さ指数)とは 屋内の場合

WBGT =

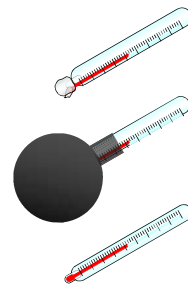
$$0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$



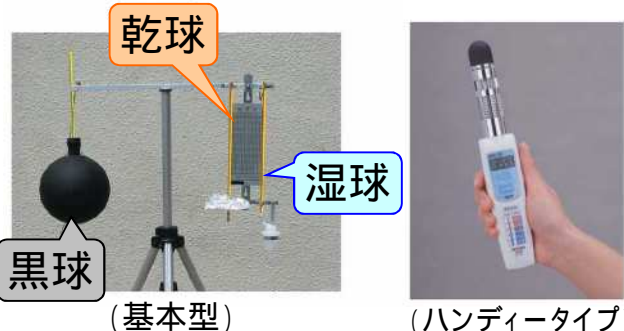
WBGT値(暑さ指数)とは 屋外の場合

WBGT =

$$0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$



WBGT値(暑さ指数)とは WBGT測定装置



(ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- ➡ a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- ➡ b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

ダウンロードしてご活用ください

(別紙1) テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】

- このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 労働者が安全に活用できるようにしてください。
- 「法定事項」が付けられている項目は、適切な取組が実施し、その結果を必ず記録してください。
- すべての項目について、(別紙2) 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】

(別紙2) 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】

- このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 確認した結果、すべての項目に「は」が付くように、不十分な点があれば事業者と話し合ってから改めて確認するなどにより、適切な環境下でテレワークを行うようにしましょう。

すべての項目について、(別紙1) 事業者にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに を付けてください。

1 作業場所やその周辺の状況について

(1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されているか。

【備考】

- 作業の際に手足を伸ばせる空間があるか。
- 静かな環境や長時間の作業姿勢、上肢の収縮作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間があるか。
- 物が密集している等、窮屈に感じないか。

(2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置されているか。

ダウンロードしてご活用ください

テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き



(コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- 新** a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- 新** b ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- 新** c 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- 新** d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- 新** e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用

ダウンロードしてご活用ください

令和5年度8月更新版

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の80%(上限100万円)を助成します。

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

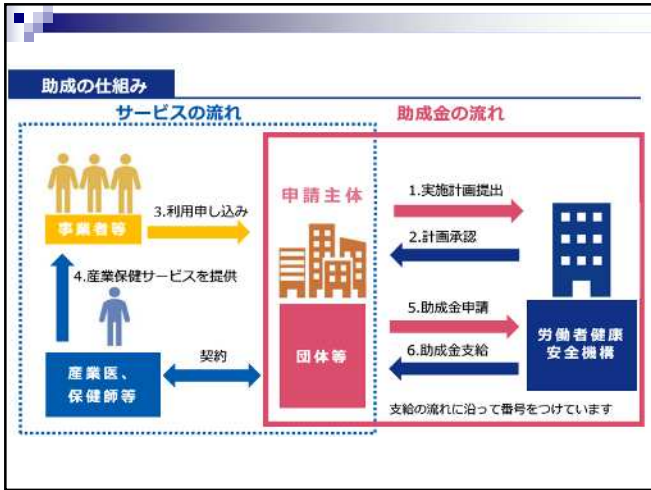
対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体



対象となる産業保健サービス

- ① 医師、歯科医師による健康診断結果の意見聴取
- ② 医師、保健師による保健指導
- ③ 医師による面接指導・意見聴取
- ④ 医師、保健師、看護師等による健康相談対応
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による治療と仕事の両立支援
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による職場環境改善支援
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発

※上記①～③については、労働安全衛生法に基づくものに限ります

※上記の医師、保健師については、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師であることが望ましいです

助成金支給の流れ

▶ 原則、先着順で受付します。

▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出 (交付申請) 第3次募集：令和5年8月1日(火)～9月29日(金) **必着**

(サ) 女性の健康課題に関する事項

- 新 a 女性の健康課題に関する理解促進のための取組の実施
- 新 b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- 新 c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

(前略) 労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、**女性**の就業率が上昇し、働く**女性**の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の**女性**を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。(後略)

お手元のリーフレットです

事業者、人事労務担当者の皆様、
産業医・産業看護職等の産業保健スタッフの皆様へ

働く女性の健康推進に取り組みましょう

～ 産業保健総合支援センターをご活用ください ～

全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1 女性特有の健康課題に関する研修を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する

イ 労働衛生³管理の推進等(中項目) (1/2)

- ➡ (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- ➡ (イ) **作業環境管理**の推進に関する事項
- ➡ (ウ) **作業管理**の推進に関する事項
- ➡ (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした**健康管理**の推進に関する事項
- ➡ (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- ➡ a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- ➡ b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- ➡ c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- ➡ d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- ➡ e 現場管理者の職務権限の確立
- ➡ f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- ➡ a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- ➡ b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- ➡ c 事務所や作業場における清潔保持
- ➡ d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- ➡ a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- ➡ b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底

有機溶剤中毒予防規則の規定に基づく局所排気装置等の性能等についてご説明します

局所排気装置の性能等

第16条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

型 式		制御風速 (メートル/秒)
囲い式フード		0.4
外付け式フード	側方吸引型	0.5
	下方吸引型	0.5
	上方吸引型	1.0

備考
 一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。
 二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。
 イ 囲いフードにあつては、フードの開口面における最小風速
 ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

局所排気装置の性能等

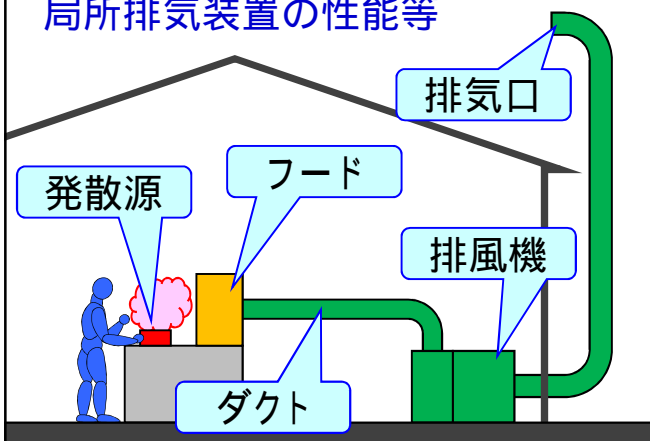
第16条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

型 式		制御風速 (メートル/秒)
囲い式フード		0.4
外付け式フード	側方吸引型	0.5
	下方吸引型	0.5
	上方吸引型	1.0

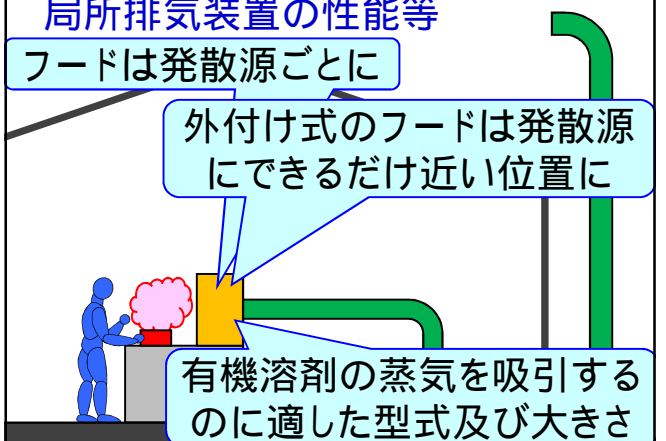
備考
 一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。
 二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。
 イ 囲いフードにあつては、フードの開口面における最小風速
 ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

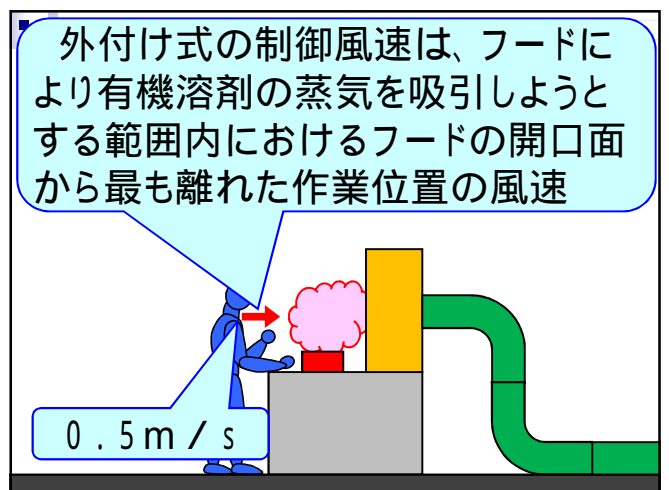
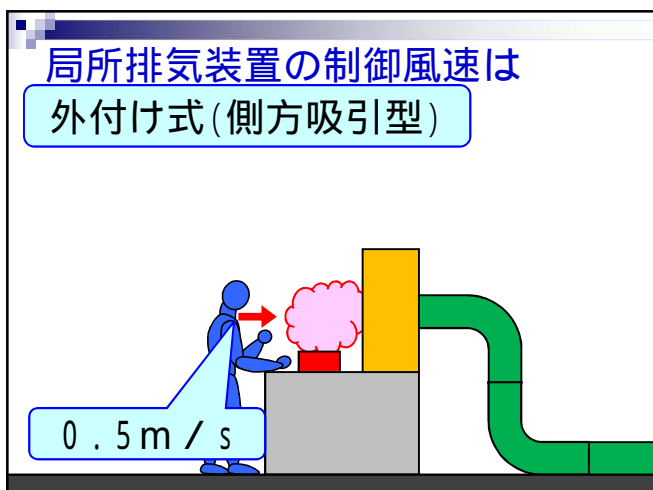
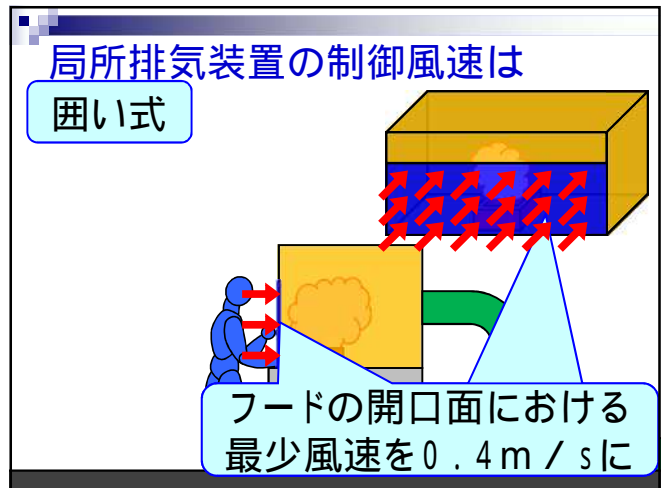
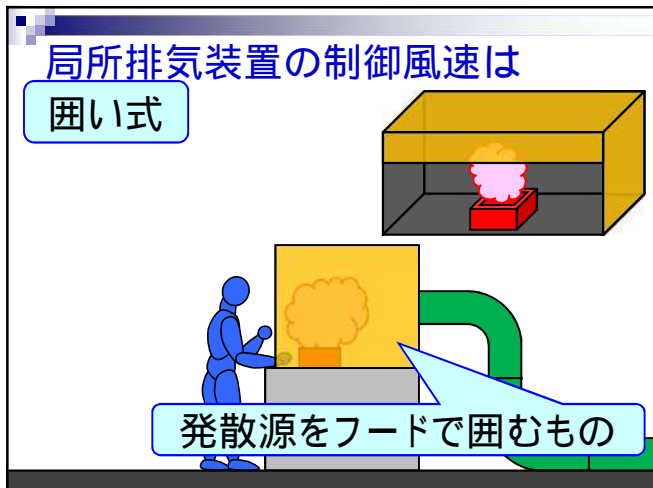
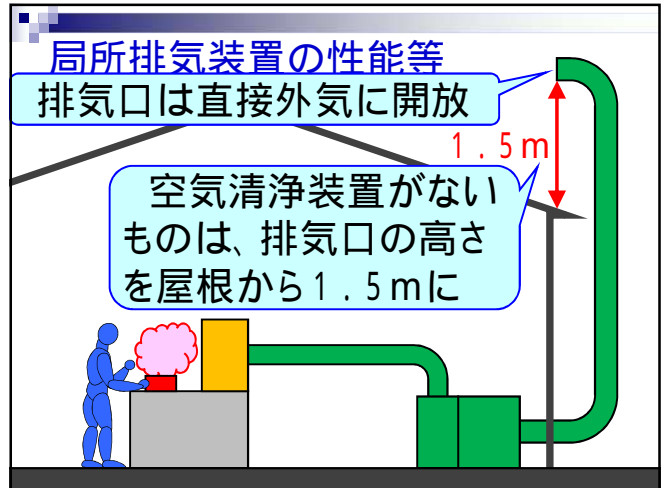
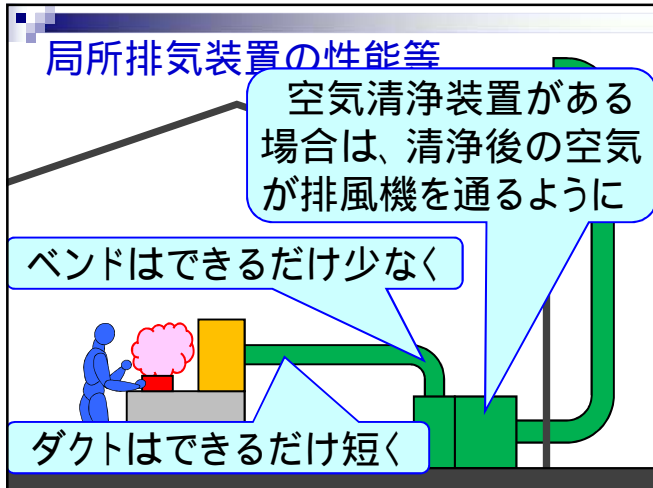
この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。

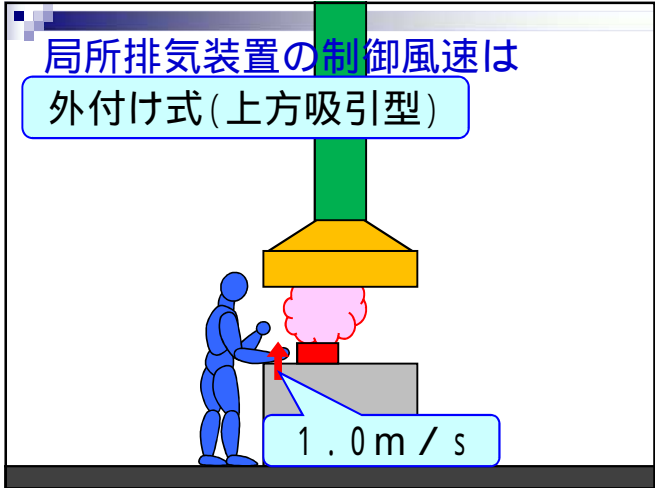
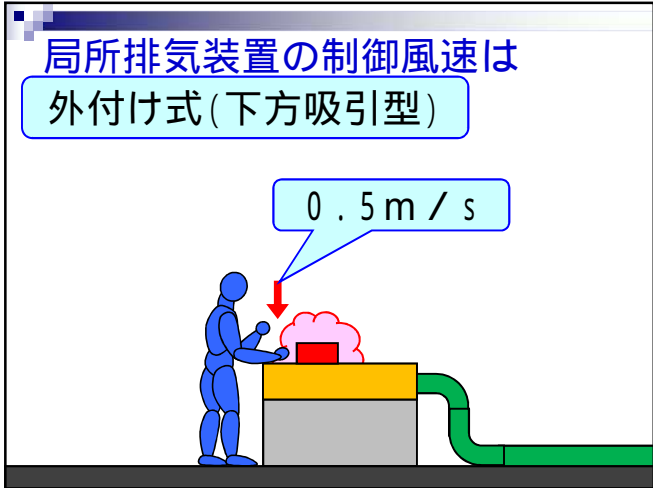
局所排気装置の性能等



局所排気装置の性能等



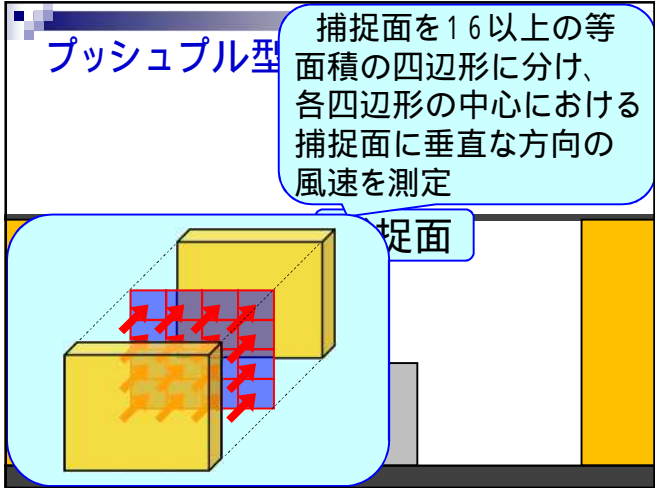
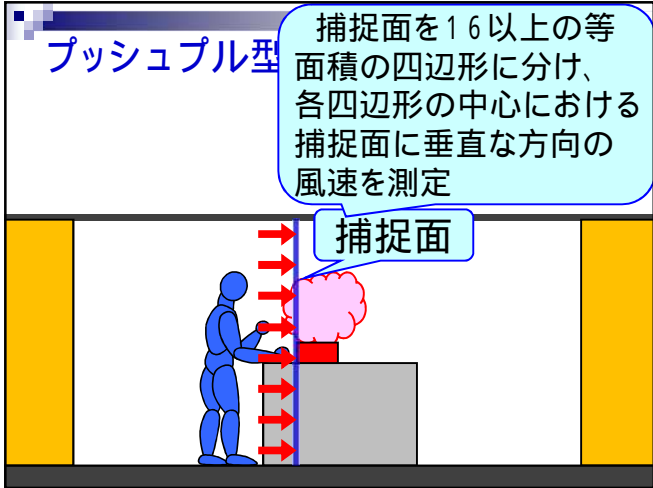
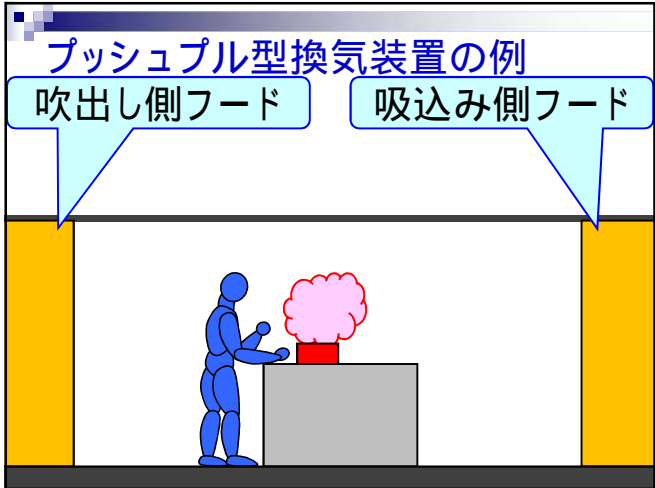


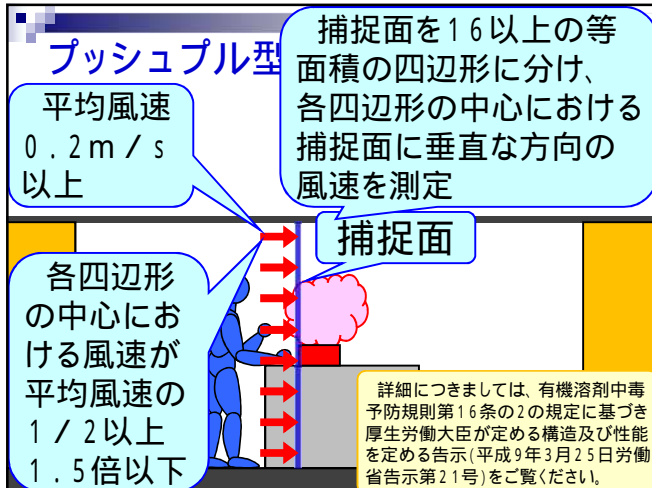


プッシュプル型換気装置の性能等

第16条の2 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。

有機溶剤中毒予防規則第16条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める構造及び性能を定める告示(平成9年3月25日労働省告示第21号)





局所排気装置の定期自主検査

第20条 令第15条第1項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置(有機溶剤業務に係るものに限る。)は、第5条又は第6条の規定により設ける局所排気装置とする。

2 事業者は、前項の局所排気装置については、**1年以内ごとに1回、定期的に**、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- 二 ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- 三 排風機の注油状態
- 四 ダクトの接続部における緩みの有無
- 五 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- 六 **吸気及び排気的能力**
- 七 前各号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

3 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

プッシュプル型換気装置の定期自主検査

第20条の2 令第15条第1項第九号の厚生労働省令で定めるプッシュプル型換気装置(有機溶剤業務に係るものに限る。)は、第5条又は第6条の規定により設けるプッシュプル型換気装置とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項のプッシュプル型換気装置に関して準用する。この場合において、同条第2項第三号中「排風機」とあるのは「送風機及び排風機」と、同項第六号中「吸気」とあるのは「送気、吸気」と読み替えるものとする。

局所排気装置、プッシュプル型換気装置の定期自主検査の記録

第21条 事業者は、前二条の自主検査を行なったときは、次の事項を**記録**して、これを**3年間保存**しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

局所排気装置、プッシュプル型換気装置の点検、補修

第22条 事業者は、第20条第1項の局所排気装置を**はじめて使用**するとき、又は**分解して改造**若しくは**修理**を行つたときは、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- 二 ダクトの接続部における緩みの有無
- 三 吸気及び排気的能力
- 四 前三号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

2 前項の規定は、第20条の2第1項のプッシュプル型換気装置に関して準用する。この場合において、前項第三号中「吸気」とあるのは「送気、吸気」と読み替えるものとする。

第23条 事業者は、第20条第2項及び第3項(第20条の2第2項において準用する場合を含む。)の自主検査又は前条の点検を行なった場合において、**異常を認め**たときは、**直ちに補修**しなければならない。

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- ➡ a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- ➡ b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- ➡ c **適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底**

防じんマスクの選択、使用等について
(平成17年2月7日付け 基発第0207006号)

防毒マスクの選択、使用等について
(平成17年2月7日付け 基発第0207007号)

廃止

**防じんマスク、防毒マスク及び
電動ファン付き呼吸用保護具の
選択、使用等について**
(令和5年5月25日付け 基発0525第3号)

防毒マスク等の型式検定合格標章
(機械等検定規則第14条)

面体用の例

国('22)検号
第 号
GM「直」

型式検定合格番号

防毒マスクはGM、防じんマスクはDR、
電動ファン付き呼吸用保護具はPR

**(エ)「職場の健康診断実施強化月間」
(9月1日～9月30日)を契機とした
健康管理の推進に関する事項**

- ➡ a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ➡ b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ➡ c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- ➡ d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携

お手元のチェックリストです

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？
次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場の名称			
事業場の所在地	労働者数	計	人
		うち派遣労働者	人
		うち外国人労働者	人
担当者 職氏名	電話番号		
ア 定期健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っている	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない	
		<input type="checkbox"/> 予定している	
		<input type="checkbox"/> 未定	
	<input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っている		

<p>キ 予か、 「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です。</p>	<p>付されていない場合は、その理由</p> <p><input type="checkbox"/> 医療保険者からデータ提供を求められたことがない</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかなかった</p> <p><input type="checkbox"/> データ提供することに事業場としての利点がない</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
---	---

お手数をおかけして申し訳ありませんが、令和5年9月29日(金)までに郵送等の方法により、川越労働基準監督署に送付いただきますようお願いいたします。

〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎2階
TEL 049-242-0892

**ご協力いただきますよう
お願いいたします**

(オ)労働衛生教育の推進に関する事項

- ➡ a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- ➡ b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

イ 労働衛生3管理の推進等(中項目) (2/2)

- ➡ (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- ➡ (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- ➡ (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

ダウンロードしてご活用ください

企業(事業主、労働担当者)の皆さまへ

企業も労働者も安心して
副業・兼業に取り組むために

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を確保することが求められています。
長時間労働になり、労働者の健康が阻害されないよう、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いします。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

基本的な考え方

- 労働時間以外の時あるとされているが、労働時間を適切に行き渡らせることが必要です。
- 副業・兼業は、本キャリア形成に貢献するものについて公表

副業・兼業の促進に関するガイドライン
わかりやすい解説

ウ 作業の特性に応じた事項

- ➡ (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- ➡ (カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
- ➡ (キ)建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- 変 a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - ➡ (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - ➡ (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - ➡ (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - ➡ (d) 離職後の健康管理の推進
 - 新 (e) その他地域の実情に即した事項
- ➡ b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

第10次粉じん障害防止総合対策

重点事項

- 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- じん肺健康診断の着実な実施
- 離職後の健康管理の推進
- その他地域の実情に即した事項

第10次粉じん障害防止総合対策

重点事項

- 埼玉労働局では、
- アーク溶接作業
に係る粉じん障害防止対策
 - 金属等の研磨等作業
に係る粉じん障害防止対策
- を重点事項としていきます
- 離職後の健康管理の推進
- その他地域の実情に即した事項

(ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- 新 a 騒音健康診断の実施
- 新 b 聴覚保護具の使用
- 新 c 騒音障害防止対策の管理者の選任

騒音障害防止のためのガイドライン
(令和5年4月20日付け基発0420第2号により改訂)

本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務とする。
なお、別表第1及び別表第2に掲げる作業場以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講ずることが望ましい。

別表第1

労働安全衛生規則第588条及び第590条の規定に基づき、6月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場を掲げたもの

別表第2

労働安全衛生規則上の義務付けはなされていないが、等価騒音レベルが85dB以上になる可能性が大きい作業場を掲げたもの

改訂の主なポイント

- ・ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加
- ・ 騒音レベルの新しい測定方法(個人ばく露測定と推計)の追加
- ・ 聴覚保護具の選定基準の明示
- ・ 騒音健康診断の検査項目の見直し

(カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- ➡ a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- ➡ b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

酸素欠乏危険場所(1/3)

労働安全衛生法施行令 別表第6

- 1 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)
 - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
 - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
 - ホ 腐泥層
- 2 長期間使用されていない井戸等の内部
- 3 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したところのある暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したところのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット(以下この号において「熱交換器等」という。)又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたところのある熱交換器等の内部

酸素欠乏危険場所(2 / 3)

労働安全衛生法施行令 別表第6

- 4 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。)の内部
- 5 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 6 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 7 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はビツトの内部
- 8 しょうゆ、酒類、もち、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- 9 し尿、腐泥、汚水、バルブ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はビツトの内部

酸素欠乏危険場所(3 / 3)

労働安全衛生法施行令 別表第6

- 10 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 12 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所
(現在定められていない。印の場所として定められる可能性あり。)

印の場所における作業は、
第2種酸素欠乏危険作業
無印の場所における作業は、
第1種酸素欠乏危険作業

酸素欠乏危険場所に該当する場所における作業は…

酸素(酸素、硫化水素)の濃度にかかわらず、
酸素欠乏危険作業に該当!

第1種と第2種の違いは…

第1種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏症に
かかるおそれあり

第2種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏症、
硫化水素中毒に
かかるおそれあり

作業主任者の選任は…

第1種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏
危険作業主任者技能講習修了者
又は
酸素欠乏・硫化水素
危険作業主任者技能講習修了者

第2種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏・硫化水素
危険作業主任者技能講習修了者

酸素欠乏症等の防止対策は…

酸素欠乏危険場所の事前確認

立入禁止の表示

作業主任者の選任

特別教育の実施

測定の実施

換気の実施

保護具の使用

二次災害の防止

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- ➡ (ア)東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- 新 a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- 新 b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

ダウンロード可能です

2023年4月より
**労働者と同じ場所で
 危険有害な作業を行う個人事業者等の
 保護措置が義務付けられます!**

